

## **[事案 2023-366] 新契約取消請求**

・令和7年1月22日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年10月に契約した終身保険（契約①）および医療保険（契約②）、同年11月に契約した団体保険（契約③）について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他社で加入した既契約の見直しを行うつもりで契約①②③を契約したが、既契約よりも保険料が高くなってしまった。
- (2)募集人は、都合の良い部分に焦点を当てて説明し、細かい部分、マイナスになる部分の説明はせず、契約を急いでいた。
- (3)契約①②③を契約したことで、既契約と合わせると死亡保障が2,000万円の契約内容となったが、申込時には高額な死亡保障になっていることに気付かなかった。
- (4)募集人が行った解約返戻金の説明は分かり辛く、理解できる説明ではなかった。配偶者の保険を担当する別の募集人に説明をしてもらって初めて契約内容を理解した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)令和4年9月に募集人は申立人と面談した際、申立人が他社の既契約は80歳で保障が終わることを心配していたため、医療保障が終身続く保険を提案することになった。
- (2)同年10月に募集人は、既契約の見直しにフォーカスして提案し、パンフレットと設計書を使って契約内容を説明し、成約に至った。
- (3)募集人は、加入時は総額の保険料が既契約より高くなることを説明し、申立人は承諾した。
- (4)募集人は、申立人が既に契約①②で1,000万円の死亡保障があり、他社の既契約でも700万円の死亡保障に加入している旨の説明を行った上、既契約と契約③を合わせて2人の子どもに1,000万円ずつ死亡保険金を残せる旨の説明をして、申立人は承諾した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込手続時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。